

# 令和3年第6回 神川町農業委員会総会議事録

|             |       |                                  |    |    |        |    |     |        |    |
|-------------|-------|----------------------------------|----|----|--------|----|-----|--------|----|
| 開催年月日及び開催場所 |       | 令和3年6月24日(木) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室 |    |    |        |    |     |        |    |
| 開議時刻及び宣告者   |       | 午後1時30分 会長 櫻澤 泰信                 |    |    |        |    |     |        |    |
| 閉会時刻及び宣告者   |       | 午後2時35分 会長 櫻澤 泰信                 |    |    |        |    |     |        |    |
| 議長          | 櫻澤 泰信 | 議事参与制限委員数                        | なし |    | 傍聴者数   | なし |     |        |    |
| 出席した事務局職員   |       | 事務局長：櫻澤 典明 事務局長補佐：高橋 和宏 主事：渡辺 玲香 |    |    |        |    |     |        |    |
| 委員出席状況      | 席次    | 氏名                               | 出欠 | 席次 | 氏名     | 出欠 | 席次  | 氏名     | 出欠 |
|             | 1     | 高宮 和浩                            | ○  | 9  | 松本 由紀子 | ○  | 推4  | 佐藤 文雄  | ○  |
|             | 2     | 高柳 義信                            | ○  | 10 | 清水 武   | 欠  | 推5  | —      | —  |
|             | 3     | 高田 英夫                            | ○  | 11 | 中井 健一  | ○  | 推6  | 新井 英雄  | 欠  |
|             | 4     | 須川 朋和                            | 欠  | 12 | 野村 清太郎 | ○  | 推7  | 秋山 政治  | ○  |
|             | 5     | 野村 千江子                           | ○  | 13 | 櫻澤 泰信  | ○  | 推8  | 高橋 栄一  | ○  |
|             | 6     | 坂本 等                             | ○  | 推1 | 進藤 誠一  | ○  | 推9  | 岩崎 喜久夫 | ○  |
|             | 7     | 長谷川 隆                            | ○  | 推2 | 木口 和久  | ○  | 推10 | 高橋 八夫  | ○  |
|             | 8     | 萩原 康広                            | ○  | 推3 | 四方田 芳泰 | ○  | 推11 | 町田 貴   | ○  |

会議進行状況

| 会議事項                                    | 発言者  | 顛末   |
|---|------|--|
| 開 会                                     | 事務局長 | <p>定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。<br/>農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p>  |
|   | 議 長  | <p>ただいまから、令和3年第6回業委員会の総会を開会したいと思います。<br/>出席委員は、13名中11名の出席です。過半数に達していますので総会は成立いたします。<br/>それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。</p>   |
| 日程第1<br>議事録署名人及び書記の<br>指名について           | 議 長  | <p>日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行ないたいと思います。<br/>神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人の指名を行います。<br/>議事録署名人は、1番 高宮委員、3番 高田委員をお願いいたします。<br/>書記は、事務局の高橋君、渡辺君を指名いたします。</p>   |
| 日程第2 第16号議案<br>農地法第3条の規定による<br>許可申請について | 議 長  | <p>続きまして、日程第2に移ります。<br/>第16号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会処分）を議題とします。<br/>農地法第3条第1項の規定により、別紙許可申請について処分を決定したいので、この案を提出する<br/>ものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>  |
|   | 事務局  | <p>1番についてご説明いたします。<br/>申請地につきましては、八日市地内にあります〇〇の北東およそ50mの位置にある農地です。詳しくは議案書4ページの位置図、5ページの案内図をご覧ください。<br/>受人は主に水稻やネギを栽培しており、トラクター、田植機、軽トラック、コンバインをそれぞれ1台所有しているとのことです。<br/>申請地は長年にわたり受人が耕作しておりましたが、渡人との話がまとまったことから、売買による</p> |

| 会議事項 | 発言者  | 顛末  |
|------|------|---|
|      |      | <p>所有権移転を行いたいとのことで申請にいたしました。</p> <p>受人は、譲り受け後引き続き農地を耕作すること、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、申請を受理いたしました。</p> <p>説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>   |
|      | 議 長  | 申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。  |
|      | 松本委員 | 渡人のお父様は約1年前に亡くなりまして、申請地は息子である渡人が相続した土地になります。  |
|      | 議 長  | 説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。   |
|      |      | 申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。  |
|      |      | 〔質疑なし〕  |
|      | 議 長  | よろしいですか。無いようなので採決に移ります。   |
|      |      | 第16号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。   |
|      |      | 〔全員挙手〕  |
|      | 議 長  | 全員賛成ということで、第16号議案1番については原案のとおり許可といたします。   |
|      |      | 続きまして、事務局は2番の説明をお願いします。   |
|      | 事務局  | <p>2番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は新宿地内にあります〇〇の北西に広がる農地の一角にあります。詳しくは議案書6ページの位置図、7ページの案内図をご覧ください。</p> <p>本案件は、受人が先月提出し許可を受けた3条申請において、申請から漏れてしまった農地が1筆あることが判明したことから、追加で申請されたものです。</p> <p>法人が農地を所有するためには、農地法第2条第3項第1号から第4号に掲げる要件を満たしている</p> |

| 会議事項 | 発言者   | 顛末  |
|------|---|---|
|      | <p>議 長</p> <p>長谷川委員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p> | <p>必要がありますが、受人はこの要件を満たしております。</p> <p>また、受人は購入後農地を耕作すること、農地法第3条第2項各号に該当しないことから申請を受理いたしました。</p> <p>説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号2番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>特にありません。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p> <p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第16号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第16号議案2番については原案のとおり許可といたします。</p> <p>続きまして、申請番号3番と4番ですが、こちらは同じ受人の関連案件ですので一括で審議したいと思っております。事務局は説明をお願いします。</p> <p>3番・4番について一括してご説明いたします。</p> <p>申請地につきましては、八日市地内の〇〇交差点のすぐ脇にある農地です。詳しくは議案書8ページの位置図、9ページの案内図をご覧ください。</p> <p>受人は〇〇市において、〇〇という会社を設立し、主にヤシの木など南国植物の販売、植樹等を行っており、トラクター、油圧ショベル、ユニック付3トン車、ユニック付き大型車、耕うん機をそれぞれ</p> |

| 会議事項 | 発言者    | 顛末   |
|------|--------|--|
|      |        | <p>1台、草刈機を2台所有しているとのことでした。</p> <p>現在は利用権設定により、〇〇市で農地を借りて販売用のヤシの木等を植栽しているそうですが、経営規模拡大により栽培面積を増やしたいと考え今回の申請にいたしました。</p> <p>なお、申請地の現況についてですが、**番地については適正に管理されておりますが、ほかの2筆は雑草や雑木が生い茂り耕作放棄の状態となっております。この耕作放棄地については、譲り受け後に受人が自ら除草・伐採を行い、農地へ復元するとのことでした。</p> <p>受人は、農地を適正に管理すること、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、申請を受理いたしました。</p> <p>説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> |
|      | 議 長    | 申請番号3番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。   |
|      | 松本委員   | 事務局の説明のとおりです。  |
|      | 議 長    | <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号3番及び4番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>   |
|      | 佐藤推進委員 | 確認ですが、耕作放棄の土地はかなり昔から雑木林なので農地だと思っていなかったのですが、これは農地なのですね。   |
|      | 事務局    | 登記上の地目は田となっております。  |
|      | 佐藤推進委員 | そうになると、町で実施している耕作放棄地対策の補助金の対象になるのですか。また、対象となる場合は、その補助金の案内も事務局でできますか。   |

| 会議事項  | 発言者  | 顛末  |
|---|--|---|
| <p>日程第3 第17号議案<br/>農地法第4条の規定による許可申請について</p> | 事務局  | <p>対象となる可能性はあると思いますので、許可書の交付時などにご案内できると思います。</p>  |
|   | 萩原委員   | <p>補助金の要件ですが、自己所有地を自分でやるのは対象外ではないですか。<br/>〔一同が補助金について議論〕</p>  |
|   | 事務局  | <p>勉強不足で申し訳ありませんが、補助金の要綱をよく確認しまして、対象になるようであればご案内させていただきたいと思います。</p>   |
|   | 佐藤推進委員   | <p>農地を復元してもらえるのであれば、ぜひお願いします。</p>   |
|   | 議長   | <p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。<br/>第16号議案3番・4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。<br/>〔全員挙手〕</p>  |
|   | 議長   | <p>全員賛成ということで、第16号議案3番・4番については原案のとおり許可といたします。</p>   |
|   | 議長   | <p>続きまして、日程第3に移ります。<br/>第17号議案 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）を議題とします。<br/>農地法第4条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいので、この案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p> |
| 事務局   | <p>1番についてご説明いたします。<br/>申請地につきましては、〇〇の南側に隣接する農地です。詳しくは議案書12ページの位置図、13ページの案内図をご覧ください。<br/>申請地の現況については、耕作している様子は見られませんでした。定期的な除草等の管理はされ</p> |   |

| 会議事項 | 発言者   | 顛末  |
|------|---|---|
|      | <p>議長</p> <p>萩原委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> | <p>ている様子でした。</p> <p>申請地周辺には住宅や教育施設がありますが、申請地南側には整備された優良農地が広がっていることから第1種農地と判断いたしました。</p> <p>第1種農地の転用は原則許可できませんが、本案件は住宅を集落に接続して建設するものであり、農地法施行規則第33条第4号に定められる例外規定に該当するため、許可相当となるものと思われま</p> <p>申請者は建設業を営む自営業者で、現在はアパートに暮らしておりますが、親も高齢となり、なるべく近くに新居を構え、将来的には同居したいと考えての申請となります。計画の詳細については、14ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>提出された事業計画や資金計画等の書類を審査する限りでは、不許可に相当する事由は無いものと思われることから申請を受理しました。</p> <p>説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>特にありません。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p> <p>無いようなので採決に移ります。</p> <p>第17号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第17号議案1番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p> |





| 会議事項 | 発言者    | 顛末  |
|------|--------|---|
|      | 議 長    | 申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。  |
|      | 佐藤推進委員 | 参考までに伺いたいのですが、この計画自体は問題ないと思いますが、前回住宅建設の申請をした際に、今回の案件と一緒に申請することはできなかったのですか。  |
|      | 事務局    | 申請者との事前相談では一緒に申請したいという希望があったのですが、県と協議したところ、居住開始前では「集落に居住するものが業務上必要な施設を集落に接続して設置するもの」という第1種農地の不許可の例外規定の要件を満たさず許可できないとされたことから、まず住宅を先に建て居住開始してからの申請となっております。 |
|      | 坂本委員   | 計画では砂利敷きで雨水は地下浸透となっておりますが、建物は建てないから良いという判断でしょうか。こういう車を保管するのに砂利敷きはあまりないと思うのですが、将来的に舗装してしまったらどうなるか少し心配です。   |
|      | 事務局    | 将来的にどうするのかは未確認ですが、提出された計画書では砂利敷きとなっております。   |
|      | 議 長    | ほかにありますか。無いようなので採決に移ります。<br>第17号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。<br>〔全員挙手〕   |
|      | 議 長    | 全員賛成ということで、第17号議案2番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。  |
|      | 議 長    | 続きまして、日程第4に移ります。<br>第18号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分） を議題とします。  |

| 会議事項  | 発言者  | 顛末  |
|---|--|---|
| <p>日程第4 第18号議案<br/>農地法第5条の規定による許可申請について</p> | <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>高柳委員</p> <p>議長</p> | <p>農地法第5条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいので、この案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p> <p>1番についてご説明いたします。</p> <p>申請地につきましては、〇〇からおよそ280mの位置にある農地です。詳しくは議案書20ページの位置図、21ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況については、多少の草は生えていましたが、違反等も無く適正に管理されている様子でした。</p> <p>申請地は住宅が密集する集落の一角にあり、〇〇から300m圏内にあることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則許可とされているため、本案件も許可相当となるものと思われます。</p> <p>譲受人は〇〇市に本社を構え、関東地方を中心に建売分譲住宅の建築・販売等を行う法人で、申請地に建売分譲住宅2棟を建設する計画での申請となります。計画の詳細については、22ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>提出された事業計画や資金計画等の書類を審査する限りでは、不許可に相当する事由は無いものと思われることから申請を受理しました。</p> <p>説明は以上です。ご審議の程よろしくをお願いします。</p> <p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>特にありません。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> |

| 会議事項 | 発言者  | 顛末   |
|------|--|--|
|      | <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>高柳委員</p> | <p>〔質疑なし〕</p> <p>無いようなので採決に移ります。</p> <p>第18号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第18号議案1番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p> <p>続きまして事務局は2番の説明をお願いします。</p> <p>2番については、1番と同じ譲受人の案件となります。</p> <p>申請地につきましては、〇〇からおおよそ140mの位置にある農地です。詳しくは議案書20ページの位置図、21ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況については、多少の草は生えていましたが、違反等も無く適正に管理されている様子でした。</p> <p>申請地は〇〇から300m圏内にあることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則許可とされているため、本案件も許可相当となるものと思われます。</p> <p>本案件では、申請地に建売分譲住宅1棟を建設する計画での申請となります。計画の詳細については、23ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>提出された事業計画や資金計画等の書類を審査する限りでは、不許可に相当する事由は無いものと思われることから申請を受理しました。</p> <p>説明は以上です。ご審議の程よろしくをお願いします。</p> <p>申請番号2番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>特にありません。</p> |

| 会議事項 | 発言者 | 顛末   |
|------|-----|--|
|      | 議 長 | <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p> <p>無いようなので採決に移ります。</p> <p>第18号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第18号議案2番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p> <p>続きまして事務局は3番の説明をお願いします。</p>   |
|      | 事務局 | <p>3番につきましては、2番の隣接地で同じ譲渡人の案件となります。</p> <p>申請地の現況については、多少の草は生えていましたが、違反等も無く適正に管理されている様子でした。</p> <p>本案件につきましても第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則許可とされているため、本案件も許可相当となるものと思われまます。</p> <p>譲受人は〇〇町の会社に勤務する会社員で、現在は〇〇地内にあります父親の実家に家族4人で住んでおりますが、交通の便の良い申請地に自己用住宅を建設する計画での申請となります。計画の詳細につきましては、24ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>提出された事業計画や資金計画等の書類を審査する限りでは、不許可に相当する事由は無いものと思われることから申請を受理しました。</p> <p>説明は以上です。ご審議の程よろしくをお願いします。</p> |
|      | 議 長 | <p>申請番号3番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p>  |

| 会議事項 | 発言者  | 顛末  |
|------|------|---|
|      | 高柳委員 | 特にありません。  |
|      | 議 長  | <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p>  |
|      | 議 長  | <p>無いようなので採決に移ります。</p> <p>第18号議案3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>   |
|      | 議 長  | <p>全員賛成ということで、第18号議案3番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p> <p>続きまして事務局は4番の説明をお願いします。</p>   |
|      | 事務局  | <p>申請番号4番についてご説明いたします。</p> <p>申請地につきましては、八日市地内にあります〇〇に隣接する農地です。詳しくは議案書25ページの位置図、26ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況については、耕作している様子は見られませんでした。定期的な除草はされている様子でした。</p> <p>申請地は住宅が密集する集落の中にあり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することで当該事業の目的を達成できる場合は許可できませんが、本案件では周辺に代替できる土地が無い場合許可相当となるものと思われま。</p> <p>譲受人は〇〇町の会社に勤務する会社員で、現在は〇〇市のアパートに夫婦で住んでおりますが、年内に子供が生まれることから、アパートでは手狭になることや夜泣き等の心配もあるため、通勤も可能</p> |

| 会議事項  | 発言者   | 顛末  |
|---|---|---|
| <p>日程第5 第19号議案<br/>神川町農用地利用配分計<br/>画（案）について</p> |   | <p>で住環境が良い申請地に自己用住宅を建設する建設する計画での申請となります。計画の詳細については、27ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>提出された事業計画や資金計画等の書類を審査する限りでは、不許可に相当する事由は無いものと思われることから申請を受理しました。</p> <p>説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> |
|   | 議 長   | <p>申請番号4番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p>   |
|   | 松本委員  | <p>特にありません。</p>   |
|   | 議 長   | <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号4番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>  |
|   |   | <p>〔質疑なし〕</p>   |
|   | 議 長   | <p>無いようなので採決に移ります。</p> <p>第18号議案4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>   |
|   |   | <p>〔全員挙手〕</p>   |
| 議 長   | <p>全員賛成ということで、第18号議案4番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p>                                   |   |
| 議 長   | <p>続きまして、日程第5 第19号議案 神川町農用地利用配分計画（案）について を議題とします。</p>                                     |   |
|   | <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画に対する意見を決定したいので、この案を提出するものです。事務局は説明をお願いします。</p> |   |
|   |   |   |
| 事務局   | <p>神川町農用地利用配分計画（案）についてご説明いたします。</p>   |   |

| 会議事項   | 発言者 | 顛末  |
|--|-----|---|
| <p>日程第6 第20号議案<br/>神川町新規就農青年育成<br/>奨励金交付申請について</p> |     | <p>議案書29ページをご覧ください。こちらは農林公社が集積した農地を耕作者に配分するものです。記載の5筆中1筆に関しては現在の借り手から今回新たな借り手に、その他の4筆に関しては現在公社管理地になっておりますが、新たな借り手が決まりましたので再配分するものです。</p> <p>1番の受人は〇〇地区に居住し、町内で酪農及びネギの栽培を行っており、これまでも中間管理事業を通して農地を借りております。</p> <p>2番から4番の受人は〇〇地区に居住し、町内で露地野菜の栽培を行っており、これまでも中間管理事業を通して農地を借りております。なお、現在は本人名義で農地を借りておりますが、事業の法人化に伴い、今後は法人名義での賃借に切り替えていく予定であるとのこと。</p> <p>説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p> |
|  | 議 長 | <p>説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。<br/>質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。<br/>〔質疑なし〕</p>  |
|  | 議 長 | <p>無いようなので採決に移ります。<br/>第19号議案について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。<br/>〔全員挙手〕</p>  |
|  | 議 長 | <p>全員賛成ということで、第19号議案については異議なしといたします。</p>  |
|  | 事務局 | <p>日程第6 第20号議案 神川町新規就農青年育成奨励金交付申請について を議題とします。<br/>神川町新規就農青年育成奨励金交付要綱第5条の規定により、別紙就農計画に対する意見を決定したので、この案を提出するものです。事務局は説明をお願いします。</p> <p>神川町新規就農青年育成奨励金は、新規就農した18歳以上45歳未満の青年農業者を育成し、農業の活性化と経営の安定向上を図ることを目的とした奨励金です。</p>  |

| 会議事項 | 発言者 | 顛末  |
|------|-----|---|
|      |     | <p>「奨励金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査に農業委員会の意見を聴する」と交付要綱で規定されており、本案件はこれに基づく意見照会となりますので、就農計画についてご審議いただきたいと思います。</p> <p>32ページからの就農計画書をご覧ください。申請者は〇〇地区にお住いの〇〇様です。親から経営を継承する形で令和2年6月に就農し、主に梨の栽培をする計画となっております。計画書に記載はありませんが、申請者は認定新規就農者となっております、本庄農林振興センターの技師に栽培技術指導を受けているそうです。</p> <p>また、町と本庄農林振興センターが合同で行う梨スクールが今年の10月から始まるそうなのですが、そのプレスクールが先日行われ参加されたとのことでした。</p> <p>就農規模や所得目標などについては、就農計画書に記載のとおりとなりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>議長 説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。<br/>質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>坂本委員 申請者は梨農家ということですが、高田委員はこの方をご存じですか。</p> <p>高田委員 町からの依頼でこの方とは5月に対面する機会がありまして、畑や作業内容について評価させていただきました。この方の祖父がやっていた梨畑を継承する形で父親が一時栽培していたのですが、申請者が引き継ぐということで始めたそうです。技術的にもよく研究しているようでして、とても前向きな印象を受けました。</p> <p>議長 よろしいですか。質問も無いようなので採決に移ります。<br/>第19号議案について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。</p> |



| 会議事項 | 発言者                   | 顛末   |
|------|-----------------------|--|
| 閉 会  | <p>議 長</p> <p>議 長</p> | <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第20号議案については、異議なしといたします。</p> <p>以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので総会を閉会といたします。</p> <p>慎重審議ありがとうございました。</p> |